

亀山市公告第7号

亀山市本町地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和2年2月14日

亀山市長 櫻井 義之

1 地図及び簿冊の名称

（1）本町②の地籍図

（2）本町②の地籍簿

2 閲覧期間及び閲覧時間

令和2年2月14日（金）から同年3月5日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

3 閲覧場所

亀山市産業建設部用地管理課用地グループ

4 その他

（1）地図は平成31年2月に測量して、簿冊は令和元年10月18日現在の状況により調査して作成したものである。

（2）閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に、亀山市長に対し、訂正の申出をすることができる。

（3）訂正の申出は、各自印章を持参の上、閲覧場所で交付する誤り等訂正申出書により行うことができる。